

名張市国土強靱化地域計画の改定について

1. 名張市国土強靱化地域計画について

(1) 国土強靱化基本法とは

東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「法」といいます。）が施行されました。

法の施行を受け、平成26年6月には、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下「国計画」といいます。）が閣議決定されるとともに、都道府県や市町村による国土強靱化に係る計画の策定のための指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が策定されました。

(2) 名張市国土強靱化地域計画とは

名張市国土強靱化地域計画とは、法第13条に基づく国土強靱化地域計画に当たるもので、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めるため、国計画及び「三重県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」といいます。）を踏まえ、本市における大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を推進していくために必要な事項を定めたものです。

また、名張市国土強靱化地域計画は、市政の基本方針である「名張市総合計画 なばり新時代戦略」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である名張市地域防災計画等とも整合を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付け、令和6年度に改定された地方創生に係る総合戦略についても、相互に連携し、相乗効果を図るものです。

2. 改定の目的

今回の改定の目的は、国計画及び県計画が改定されていることに伴い、計画の整合を図ることを目的とするほか、これまで取り組んできました概ね5か年（令和2～6年度を基準）の達成状況等を踏まえた令和7年度以降の重要業績指標を定めるために改定を行おうとするものです。

3. 計画の構成

本計画は、順に「地域計画策定の基本的な考え方」、「脆弱性の評価」、「施策の重点化」、「国土強靱化の推進方針」の4章で構成されています。

第1章では、計画の総則的内容を記載し、第2章では、本市における大規模自然災害のリスク想定をした中で、「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」といいます。）を設定し、その最悪の事態を回避するための取組の分析及び評価を行っています。

また、第3章では限られた予算、人員の中で施策を実施するための重点化すべきリスクシナリオを選定し、第4章ではリスクシナリオ別の各種対策の推進方針及び概ね5か年の重要業績指標を設定しています。

4. 主要改定事項

（1）国・県の計画改定への整合

8項目からなるリスクシナリオが6項目に整理統合されたことなどに伴い、国計画及び県計画との整合を図りました。

（2）令和7年度以降の重要業績指標の設定

令和7年度以降の概ね5か年の重要業績指標を設定し、今後の国土強靱化に係る取組の指標としました。

（3）令和6年能登半島地震の教訓等の反映

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、避難生活環境の改善、孤立が想定される地域に対する対策及び被災地の治安維持等の対策の充実を図りました。